

福祉有償運送にかかる登録車両の事前チェック項目

このチェックは、利用者の安全確保の観点から登録車両の要点確認を目的とする。事務局は、申請書類提出時に、車両ごとに以下の事項について書類の確認及び申請団体から聞き取りにより実施する。該当する項目には□にチェックを入れ、結果は審議資料に添付する。

0. 車両番号 ()

1. 基本事項

- (1-1) 乗車定員 : 乗車定員は11人未満であるか
- (1-2) 車両用途 : 車両用途が「貨物」ではないか
- (1-3) 任意保険 : 補償範囲 対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上、免責 30 万円以下かつ、搭乗者傷害についても補償されるものであるか
: 運転者の年齢条件が、登録運転者全員を対象としているか。
※対象外の運転者がいる場合、当該車両を運転しないことを誓約しているか。
- (1-4) 所有者 : 申請団体の所有か
(個人所有の自家用車両の場合は、「2」も確認)

2. 自家用車両の場合

『申請団体と自家用車両の所有者とで車両の使用契約を締結するにあたり、次の事項について法人が、自家用車両の所有者に対し十分な説明を行い、了承を得ていること』について確認することを目的とする。

- (2-1) 使用状況 : 法人により日常的に使用されるものであるかどうか
- (2-2) 任意保険利用承諾 : 任意保険の加入者名義を使用する法人に変更することができない場合においては、事故等に伴う相手方と利用者への補償について、その車両にかけられている保険を利用することについて、名義人に承諾が得られているか。自家用車両の使用契約書に任意保険の使用に関する記述があるか。あるいは、別紙使用承諾書の添付があるか。
- (2-3) 事故等発生時の対応担保 : 事故等の発生した場合、法人が責任を持って全てを行うことになっているか
- (2-4) 法人所有車両確保の意思の有無 : 将来的に法人所有の車両を確保する意思があるか